

平成二十五年十一月一日受領
答 弁 第 二 一 一 号

内閣衆質一八五第二二号

平成二十五年十一月一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省報償費がかつて官邸へ上納されていたことに対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「外務省報償費が首相官邸に上納されていた事実」の意味するところが明らかではないが、衆議院議員鈴木宗男君提出外務省の報償費に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問に対する答弁書（平成二十二年二月五日内閣衆質一七四第五三号）一から三までについて述べたとおり、これまでの経緯等を改めて確認したところ、かつて外務省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていたことがあったことが同省において判明した。これ以上の詳細については、報償費という経費の性質上、お答えすることはできないが、当該答弁書が提出されて以降、同省の報償費が総理大臣官邸の外交用務に使われていることはない。

四について

御指摘の「虚偽の発言」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「事実と違うことが明らかになった」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。